

平成 27 年度

## 埼玉県ロボット試作品モニタリング調査等支援補助金の御案内

埼玉県では、新たな成長産業を創り出す「先端産業創造プロジェクト」に取り組んでいます。その一環として、開発したロボット試作品の製品化に向けたモニター利用調査やPR活動に取り組もうとする企業等の皆様を支援する補助金を交付します。

### 対象者

県内企業等

\*県内企業とは、埼玉県内に登記簿上の本店及び主たる事業所を有する企業、若しくは埼玉県内に技術開発又は生産の拠点のある企業をいいます。

### 対象事業

企業等が開発したロボット試作品のモニタリング調査等に関する事業で、次に示すもの

- (1) ロボット試作品をモニター利用者に利用させるため、製造企業がモニター機を製造するもの
- (2) モニター機の利用を促進させるため、モニター利用者が負担すべき経費を製造企業が軽減するもの
- (3) モニター機の利用を促進させるため、展示会等においてモニター機をPRするもの



埼玉県マスコット  
「コバトン」

《例》

- 開発した試作品を複数の企業にモニター利用してもらうため、複数台製造するもの
- モニター機利用に当たって利用者側の使用料負担が必要となるため、その費用をメーカー側が負担するもの
- 開発した試作品をPRするため、複数台製造するもの

### 補助率等

補助率は補助対象経費の 1/2 以内

補助上限額は 1 件当たり 300 万円 (補助予定総額 1,500 万円)

\*補助金の支払は精算払です。補助事業終了前には支払われません。

- |     |            |                               |
|-----|------------|-------------------------------|
| 例 1 | ○○の使用料負担   | 補助対象経費合計 400 万円→補助額 最大 200 万円 |
| 例 2 | △△のモニター機製造 | 補助対象経費合計 700 万円→補助額 最大 300 万円 |

### 受付期間

平成27年4月21日(火)から12月28日(月)17時まで(必着)

(9時~17時 ただし、土日祝日と12時~13時を除く)

※予算額に達し次第、受付を終了します。

※受付期間内に申請者が直接、必要書類を県(産業支援課)に持参又は郵送(必着)により提出してください。

※申請に必要な書類の様式は、埼玉県庁(産業支援課)のホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/robot-subsidy.html>

### ◆お問い合わせ先・申請先◆

埼玉県 産業労働部 産業支援課 先端産業担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (埼玉県庁 本庁舎 4階)

TEL 048-830-3737 FAX 048-830-4813



## 審 査

書類審査を順次行います。必要に応じてヒアリングを実施します。  
日程の目安は下記「事業スケジュール」を御確認ください。

## 提出書類等

御提出いただきました書類等は、交付・不交付にかかわらずお返してできません。

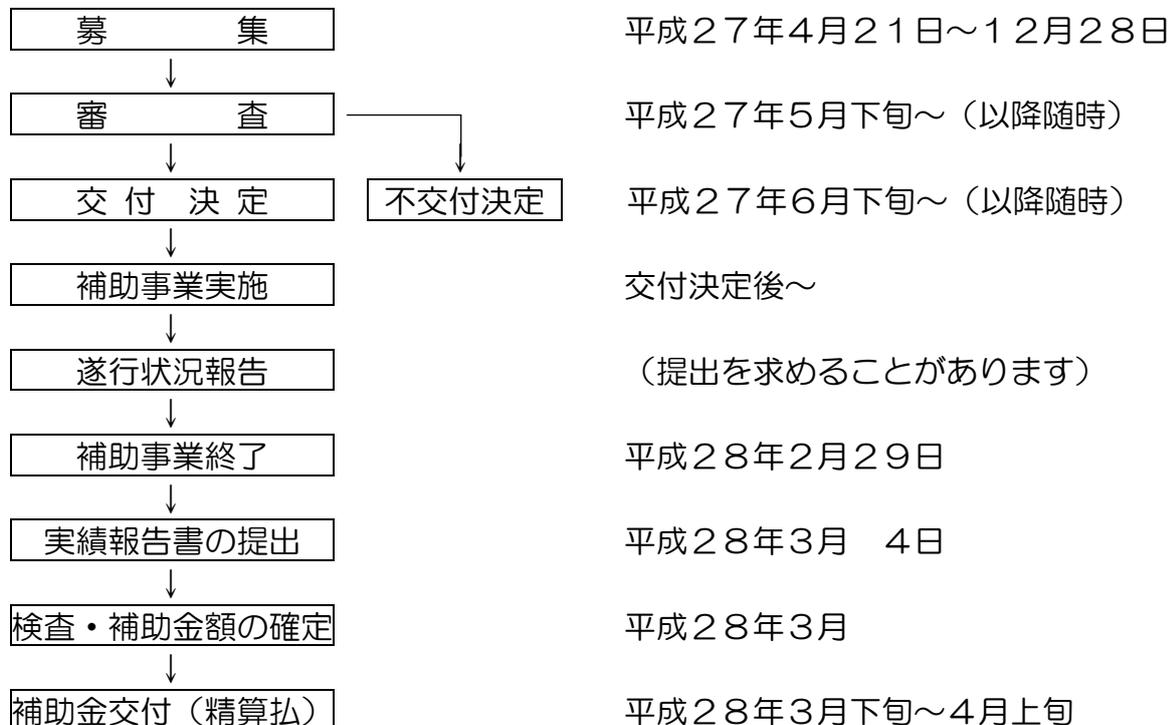
- |  |    |
|--|----|
| (1) 交付申請書・事業計画書（指定様式、CD-R等に記録した電子資料を含む）          | 1部 |
| (2) 履歴事項等全部証明書（商業登記簿謄本）（個人の場合は住民票）<br>（3か月以内のもの） | 1部 |
| (3) 会社案内（ない場合には、自社ホームページの印刷も可）                   | 3部 |

※ 以下の書類は該当する方のみ提出していただきます。

- |   |    |
|---|----|
| (4) 事業計画書を補足する資料がある場合には当該資料（A4用紙20枚以内）                                    | 1部 |
| (5) 組合の場合は、組合員名簿、事業及び経費の分担内訳、<br>構成員への成果普及体制を明記した書類                       | 1部 |
| (6) 他の補助金を受けたことがある場合や現在申請中の他の補助金がある場合は、<br>その補助金名、年度、補助事業の概要を記載した書類（様式任意） | 1部 |

## 事業スケジュール

（日程の目安であり、前後する場合があります。）



## 補助対象経費

経 費 区 分	内 容
消耗品費	<p>試作品等の構成部分や製造に直接使用し消費される原材料・部品等又はソフトウェアの購入に要する経費</p> <p>《注意事項》</p> <p>①購入する消耗品等の数量は必要最小限にとどめ、補助事業終了時には使い切ることとします。補助事業終了時点で未使用残存品は補助対象にはなりません。</p> <p>②原材料を補助対象として計上する場合は受払簿を作成し、受払を明確にしてください。また、仕損じ品やテストピース等は保管しておいてください（保管が困難な場合には、写真撮影による代用も可）。</p>
機械装置・工具器具費	<p>モニター機製造に必要な機械装置（ロボットを含む）、工具・器具類の購入、製造、改良、据付け、保守又は修繕に要する経費</p> <p>《注意事項》</p> <p>研究開発目的以外の汎用性設備は対象外とします。</p>
委託費・外注費	<p>自社内で不可能な製造の一部について外部の事業者等に委託・外注する場合に要する経費</p> <p>（ロボットの製造に必要な機械装置の設計、試作品の製造・分析等の委託・外注に必要な経費）</p>
販路開拓費	<p>試作品等をPRするための展示会出展等に要する経費</p>
使用料・手数料	<p>試作品等を利用させるために、利用者側が負担すべき経費（レンタル費用等）</p>
その他経費	<p>上記以外で、知事が特に必要と認める経費</p>

- ※ 補助対象経費の支出は、原則として金融機関への振込です。
- ※ 消費税及び地方消費税については補助対象外とします。

## 補 助 条 件

補助事業の採択に当たっては、下記が条件となります。

- 1 課題が明確で平成 28 年 2 月 29 日までに技術開発等が可能なもの
- 2 補助事業として採択後、補助事業の情報（企業名、事業テーマ、事業概要、補助金額等）の公表が可能であること
- 3 同一の事業内容で国等の他の補助金等を取得していないこと
- 4 補助事業の実施に際して必要な安全対策が講じられること
- 5 補助事業の実施に際し、事業のほぼ全部を第三者に委託するものでないもの

## 補助事業に係る主な注意事項

交付決定を受けても、下記の条件、制限に違反した場合には、交付決定を取り消したり、補助金の返還を求めることがあります。

### [1] 事業実施における義務事項

- ① 事業日誌及び経費支出状況表の作成
- ② 事業記録の整備保管（補助事業終了後5年間）
- ③ 補助対象物件に対する表示
- ④ 補助事業に係る試作品、機械装置、仕損品等の保管（補助事業終了後5年間）

※以下については、該当する場合は義務事項が発生する。

- ⑤ 消耗品の記録（補助事業終了後5年間）
- ⑥ 預り書の整備保管
- ⑦ 事業計画の変更（中止、廃止を含む）の制限
- ⑧ 財産処分の制限

### [2] 経理における義務事項

- ① 補助金流用の禁止
- ② 帳簿の記載、支出関係書類の整備保管（補助事業終了後5年間）
- ③ 補助対象経費の支出は原則として金融機関への振込とし、例外としてそれが困難な場合にのみ現金による支払を認める。その場合は、領収書等の証拠書類を整備、保管すること。

【支出方法の例外(例)】

- ・公設試験研究機関での依頼試験等に係る経費を現金払した場合

- ④ 補助事業物件の速やかな検収

### [3] 報告書類の提出について（いずれも様式指定）

- ① 実績報告書 〔提出期限：補助事業年度の3月4日〕
- ② 事業化状況報告書 〔提出期限：補助事業年度の翌会計年度終了後の4月中旬〕

※以下の書類は該当する場合に提出する。

- ③ 遂行状況報告書
- ④ 計画変更承認申請書
- ⑤ 遅延報告書
- ⑥ 財産処分承認申請書

### [4] その他注意事項

- ① 機械装置等の購入については、補助事業に係る試作開発等に限定して使用するものでないと対象とならない。
- ② 補助事業完了後の確定検査を経ないと補助金は交付できない。補助事業年度中は、自己資金で事業を遂行すること。